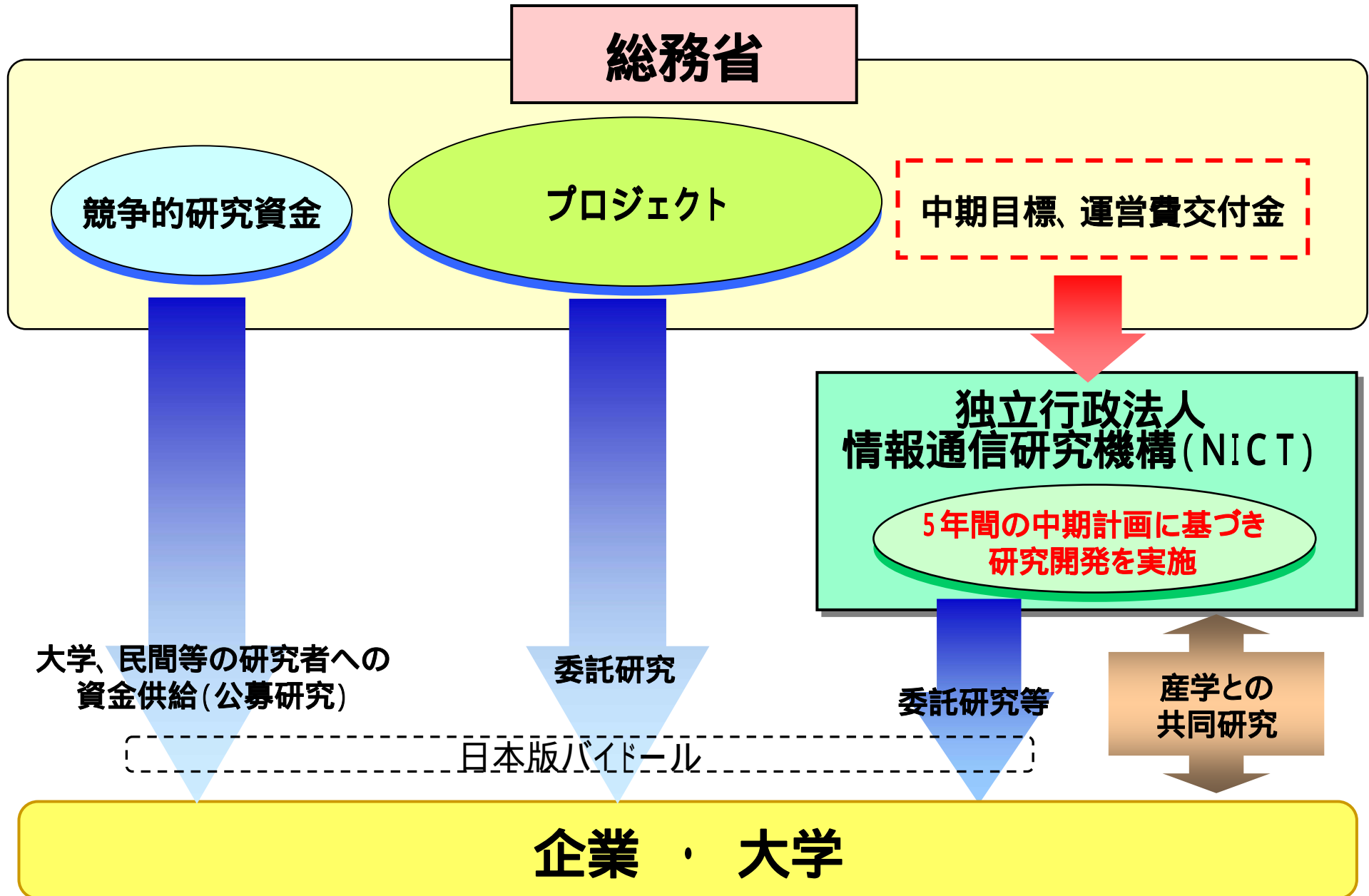


総務省の研究開発における  
知的財産に関する取組状況について

平成 17 年 2 月 18 日  
総 務 省

# 総務省の研究開発推進体制



## 知的財産の取得・帰属

原則として、知的財産は機関帰属とすることを規程で明記  
機関帰属の対象は、産業財産権、プログラム等の著作権、  
ノウハウ など

## 知的財産の管理

取得した知的財産は、知財部門が一元管理

## 研究者へのインセンティブ

特許実施料の35%を支給  
知的財産の取得を研究者評価に反映  
報奨金の対象は常勤職員だけでなく、非常勤研究員、研修員  
まで幅広く適用

## 発明者自身によるベンチャー起業支援

プレベンチャー制度  
(業務として起業準備を認める)  
ベンチャー支援制度(施設貸与等)

## 技術移転機関(TLO)による技術移転

総務大臣認定TLOの活用  
(NICTインキュベーションズ)

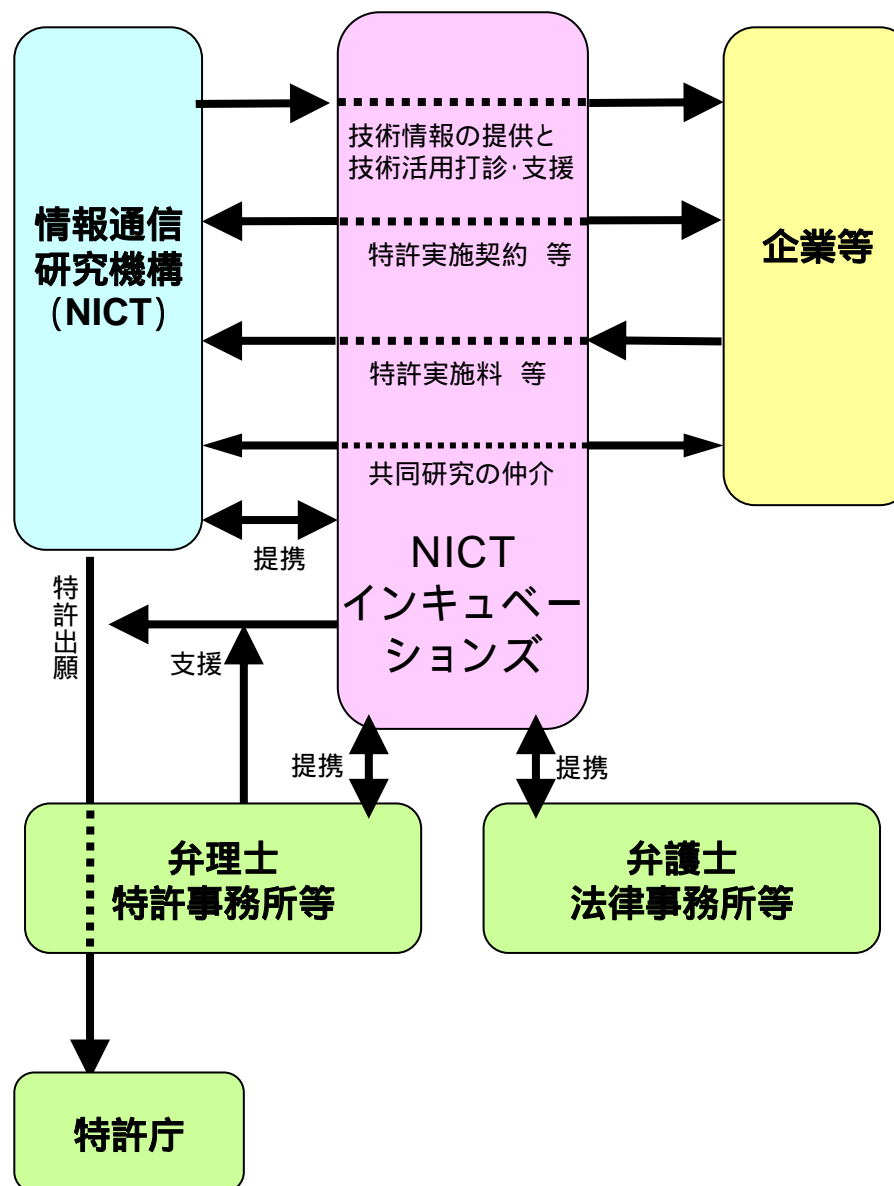
# 総務省の認定TLOについて

1. 認定を受けた者及び技術移転部門の名称  
(財)テレコム先端技術研究支援センター  
NICTインキュベーションズ

2. 所在地  
東京都新宿区新宿1-20-2

3. 業務内容
- ・技術情報の提供
  - ・共同研究推進の支援
  - ・技術の紹介と活動の打診
  - ・技術活用上の問題解決への支援
  - ・NICT研究者の知的所有権への支援
  - ・TLO間の連携強化

4. 認定を受けた日  
平成16年4月



## 共同研究等について

共同研究、受委託研究等連携制度を用意  
共同研究に関する規程等を整備し、取扱ルールを明確化  
理事の判断により、契約締結において柔軟性を確保

## その他の取組状況

窓口の明確化、ホームページ等での情報提供  
知的財産ポリシーの策定(平成17年1月18日)